

石川県社会福祉成立史研究（2）

矢上 克己

A Study of the Development of Social Welfare in Ishikawa Prefecture (II)

Katsumi Yagami

3 救済事業の成立と展開（1907～1918年）

（1）石川県救貧行政の動向

1) 石川県救貧行政の動き

石川県内では、1907（明治40）年から第1次世界大戦勃発までの期間の慢性的経済恐慌により中・下層農民および市街地の中・下層民が窮乏化した。

こうした状況に対して、石川県行政はこの時期に救貧規程を相次いで制定している。

まず、明治政府の〈官金救済抑制〉の方策（1908（明治41）年5月、「済貧恤窮ハ隣保相扶ノ情誼ニ依リ互ニ協救セシメ国費救助ノ濫給矯正方ノ件」（地甲第33号通牒））を受けて、石川県では同年6月12日、「済貧恤窮ニ関スル手続」（訓令）を発令している。

済貧恤窮ニ関スル手続キ

（訓令甲第28号明治41年6月12日）

郡役所、市役所、町村役場

済貧恤窮ハ市町村又ハ隣保相扶ノ情誼ニ依ルヲ本旨トスルハ制度ノ明規スル所ナリ試ニ39年度ニ於ケル恤救救済者ノ人員ヲ各郡市ニ

区別スレハ少キハ10人ニ過キササルモ多キハ300人ニ上レリ此ノ如ク甚シキ懸隔アルハ人口ノ多寡貧富ノ程度土地ノ状況相同シカラサルニ依ルト雖モ亦地方隣保ノ情誼ニ厚薄アルノ致ス所ナラン乎如斯ハ制度ノ主旨ニ照シ遺憾ナキヲ得ス故ニ将来深ク此ニ注意シ救恤ヲ要スルモノアルトキハ隣保先之ヲ扶ケ次ニ市町村之ヲ救ヒ其ノ資力ナキ場合ニ於テ始メテ官ノ救助ヲ出願セシムルコトトシ苟モ濫救ノ弊ナカラシメ救助ノ本旨ヲ貫徹セシムルコトニ努メラルヘシ⁽¹⁾

同訓令によれば、恤救規則に依る救済は市町村または隣保相扶の情誼に依るのが同規則の本旨であるとし、要救恤者があるときはまず隣保相扶に依り救済し、次いで市町村が救済し、もし、救済資金がない場合に、はじめて官費に依る救恤を出願させることとし、救済抑制の徹底を促している。

1908（明治41）年8月、石川県慈恵救済資金管理規則（石川県令第77号）が発令された。石川県慈恵救済資金は、1886年（明治19）年11月より積立てが開始されていた。以下に、同規則をあげておく。

石川県慈恵救済資金管理規則

(県令第77号 明治41年8月27日)

(沿革) 明治42年4月県令第29号、44年3月第20号、大正2年12月第114号改正

第1条 慈恵救済資金ハ特別会計トシ知事之ヲ管理ス

第2条 前条ノ資金ヨリ生スル利子ハ年々左ノ事業ニ支出シ其ノ残額ハ資金ニ編入ス

1. 窮民救済ノ資ニ充ツルコト
2. 慈恵救済ヲ目的トスル事業ニ補助ヲ与フルコト
3. 感化事業費ニ充ツルコト
4. 本資金取扱ニ要スル費用ニ充ツルコト

第3条 前条第1号乃至第3号ニ依ル支出ノ方法ハ知事之ヲ定ム

第4条 本資金ノ保管ニ関シテハ県有財産營造物管理規則第10条ノ規定ニ依ル

附 則

第5条 此規則ハ発布ノ日ヨリ施行ス⁽²⁾

同規則によると、慈恵救済資金積立金の利子を、窮民救済、慈恵救済を目的とする事業の補助、感化事業費に充当することになっていた。

1910(明治43)年2月、石川県窮民救済規則(県令第6号)が発布された。

石川県窮民救済規則

(県令第6号 明治43年2月22日)

(沿革) 大正3年1月県令第2号、大正15年9月県令第121号改正

第1条 本県ニ現在スル窮民ニシテ扶養義務者ナキモノ又ハ扶養義務者アルモ其扶養ヲ受クル能ハサル事情アル者ハ本則ニ依リ之ヲ救済ス

第2条 救済ヲ受ケントスル者ハ左ノ各号ノ

一ニ該当シ且市町村ノ救済ヲ受クル者ニ限ル

1. 年齢70年以上ニシテ老衰産業ニ堪エサル者

1. 年齢13年未満ニシテ生活ノ途ヲ得サル者

1. 廢疾疾病ノ為メ産業ヲ営ムコト能ハサル者

明治41年法律第37号ニ依リ制限外課税ヲナシ若ハ公借ヲ有スル市町村ニ在リテハ市町村ノ救助ヲ受ケサル者ト雖救済ヲ受クルコトヲ得

第3条 救済ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由及市町村ノ救助額ヲ詳記シ知事ニ出願スヘシ但シ前条第1号第3号ニ該当スルモノハ老衰又ハ廢疾疾病ノ事実ヲ証スルニ足ルヘキ医師ノ診断書ヲ添付スヘシ

第4条 救済期間及救済額ハ市町村ニ於テ行ウ救助ノ期間及金額ノ範囲内ヲ以テ之ヲ行フ但シ第2条第2項ニ該当スル市町村ニ在ル者ニ対シテハ此ノ限ニ在ラス

第5条 前条ノ給与金ハ毎年1、4、7、10ノ各月ニ於テ其ノ以後ノ3箇月分ヲ一時ニ給与ス但許可ノ月ハ日割ヲ以テ給与ス

第6条 第8条ニ依リ救済額ヲ減少シ若ハ救済ヲ廢止シタル場合ハ其ノ期分ニ属スル從來ノ支給額ヲ給与ス

第7条 本則ニ依リ救済ヲ受クル者又ハ其ノ家族ハ左ノ各号ノ一ニ該当シタルトキハ直チニ其ノ事由ヲ具シ知事ニ届出スヘシ

1. 転籍又ハ転住シタルトキ

1. 被救済者又ハ其ノ家族ニ異動ヲ生シタルトキ

1. 自當ノ途ヲ得又ハ扶養者ヲ得タルトキ

1. 疾病ニ依リ救済ヲ受クル者病氣平癒シタルトキ

1. 市町村ノ救済額ヲ変更シ又ハ救済ヲ廢

止シタルトキ

第8条 被救済者前条各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ状態ニ依リ救済額ヲ増減シ又ハ救済ヲ廃止ス

第9条 第7条ノ届出ヲ怠リ引続キ救済金ヲ受領シタル者ニシテ前条ニ依リ救済額ヲ変更シ又ハ救済ヲ廃止スヘキ者アルトキハ其ノ事実ノ生シタル以後ノ過渡金ヲ返納セシム

第10条 本則ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ市ニ在ッテハ市長ヲ、町村ニ在ッテハ居住地町村長及市庁長ヲ經由スヘシ

第11条 恤救規則又ハ廃病兵戦病死者遺家族救護規則ニ依リ救助ヲ受クルモノハ本則ノ救助ヲ受クルコトヲ得ス

附 則

本令ハ大正3年4月1日ヨリ之ヲ施行ス

第2条第2項ニ該当スル市町村ニ於テ本令施行前ヨリ救済ヲ為ス者ニ対シテハ其ノ市町村ハ其ノ救助ヲ廃止スルコトヲ得

前項ニ依リ救済ヲ廃止シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ具シ知事ニ報告スヘシ⁽³⁾

同規則によれば、救済対象は石川県内の扶養義務者のいないまたは扶養義務者が扶養能力を欠く窮民とし、さらに市町村の救済を受けている者に限定され、(1) 70歳以上で就業できない者、(2) 13歳未満の者で生活の途がない者、(3) 廃疾疾病のため就業できない者、とされていた。ただし、市町村による救助を受けない者でも当該市町村が公借を受けている場合には同規則による救済を受けることができた。

申請手続きはその事由及び市町村の救助額を詳記し、県知事に出願するものであった。なお、老衰、廃疾疾病者の場合は、さらに医師の診断書を添付することになっていた。

救済期間および救済額は市町村の行う救助期間および救済額の範囲内で行うとされ、給与金は毎年、1月・4月・7月・10月の各月に3ヵ月分を一時に支給することになっていた。

また、受給者およびその家族に、(1) 転籍または転住した時、(2) 被救済者またはその家族に異動があった時、(3) 自営の途を得るか扶養者を得たとき、(4) 疾病者の病気が治癒したとき、(5) 市町村が救済額を変更するか救済を廃止したとき、異動が生じた時は直ちにその事由を知事に届出することになっていた。その際、その状態により救済額の増減あるいは廃止の措置がとられることになっていた。

また、同規則施行手続（訓令甲第2号）が同時に発令されている。

窮民救済規則施行手続（訓令甲第2号）

（沿革）大正15年9月県訓令甲第76号改正

支庁、市役所、町村役場

第1条 市町村長ハ窮民救済規則第3条ニ依リ出願シタルモノアルトキハ同規則第1条及第2条ニ該当スルモノナルヤ否ヲ調査シ身元調査書（第一号書式）戸籍謄本ヲ添付シ知事ニ提出スヘシ

第2条 支庁長市町村長ハ常ニ被救済者並其家族ノ生活状況ヲ調査シ救済規則第7条各号ノ一ニ該当シ救済額ヲ変更シ又ハ救済廃止ノ必要ヲ認メタル時ハ遅滞ナク其事由ヲ具シ知事ニ報告スヘシ但シ支庁所轄内ノ町村長ニアリテハ支庁長ニ報告スヘシ

市町村救済額ヲ変更シ又ハ救済ヲ廃止シタルトキ亦同シ

第3条 支庁長市町村長ハ被救済者名簿（第2号書式）ヲ調整スヘシ⁽⁴⁾

窮民救済施行手続によると、救済出願者があるときは、市町村長は窮民救済規則により救済対象の適否を調査し、身元調査（第1号書式）に戸籍謄本を添付し、知事に提出することになっており、また、市庁長および市町村長は被救済者名簿（第2号書式）を作成す

ることになっていた。

2) 公的救済の動向

この時期における石川県内の公的救済人員の推移（表1）をみるに、1908年の「官金救済抑制」政策をうけて、同年6月の「済貧恤窮ニ関スル手続」（石川県訓令）により、救済

| | | | | | | | | | | |
|---------------|--------------------|------------|-------|---------------|--------------------------|----------------------------|-------|--------------------|-------------|-----------------------|
| 其他調査上必要ト認めル事項 | 市町村救済許可月日並一箇月ノ給與金額 | 地租及家屋税ノ負擔額 | 貧困ノ實況 | 家族ノ行先職業及送金ノ有無 | 扶養義務者又ハ親戚ニ於テ救助スルコト能ハサル理由 | 扶養義務者親戚其ノ他ヨリ扶養ヲ受クル者ハ其金品ノ數量 | 資産ノ概況 | 戸主及家族各人ノ職業就業ノ能否並取得 | 廢疾疾病ノ實否並ニ輕重 | 廢疾疾病又ハ老衰ノ為メ産業ヲ為シ得サルヤ否 |
| | | | | | | | | | | |

(第一号書式)

氏名
 現住所
 本籍地

| | | | | | |
|----|-------|--------|---------------|--------|------|
| 備考 | 被救済者 | | 市町村許可年月日 | 縣許可年月日 | 指令番號 |
| | 氏名 | 生年月日 | 市町村許可 願人氏名 | 現住所 | 本籍地 |
| | 救助ノ理由 | 市町村救助額 | | | |
| | | 縣救助額 | | | |
| | | 摘要 | | | |
| | | | | | |

(第一号書式) 用紙美濃紙

表1 済貧恤窮状況（1907～1914年）

| 年次 | 国費救恤 | | | 慈恵救済 | | | 総合計 | 人口 1万人中 被救助者 | 救助願 | | |
|------|------|-----|-----|------|-----|-----|-----|--------------------|-------|-------|-------|
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | | | 国費 | 慈恵救済 | 計 |
| 1907 | 142 | 440 | 582 | 89 | 105 | 194 | 776 | 10.17 | 8,371 | 1,603 | 9,974 |
| 1908 | 127 | 383 | 510 | 66 | 91 | 157 | 667 | 8.62 | 8,054 | 1,294 | 9,348 |
| 1909 | 61 | 198 | 259 | 22 | 24 | 46 | 305 | 3.94 | 4,043 | 278 | 4,321 |
| 1910 | 48 | 166 | 214 | 14 | 44 | 58 | 272 | 3.51 | 2,583 | 137 | 2,720 |
| 1911 | 43 | 142 | 185 | 13 | 13 | 26 | 211 | 2.67 | 3,069 | 140 | 3,209 |
| 1912 | 36 | 120 | 156 | 28 | 37 | 65 | 221 | 2.78 | 3,010 | 548 | 3,558 |
| 1913 | 30 | 109 | 139 | 25 | 36 | 61 | 200 | 2.50 | 3,036 | 359 | 3,395 |
| 1914 | 29 | 85 | 114 | 19 | 37 | 56 | 170 | 2.11 | 1,905 | 1,195 | 3,100 |

出典：『石川県統計書』（明治40年～大正3年版）より矢上作成

人員が著しく抑制されることになった。

すなわち、1907（明治40）年に、石川県内の国費救済人員が582人、慈恵救済人員が194人で計776人（人口1万人につき10.17人）、救済費用が総額9,974円であったものが、救貧抑制政策が効力を発揮する1909（明治42）年には国費救済人員が259人、慈恵救済人員が46人で計305人（人口1万人につき3.94人）、救助費用が4,321円と著しく減少している。

（2）児童救済事業の動向

1) 私立金沢盲啞学校の設立

石川県内の視・聴覚障害児の数的動向では、明治末期頃、学齢児童については170名前後の視・聴覚障害児が確認されている（表2）。

この時期の視・聴覚障害児に対する教育の動向では、1906（明治39）年8月、石川県教育会が同会事業として盲啞学校の設立を決議したが実現にまで至らなかった。⁽⁵⁾

1907（同40）年12月、栗山富栄は視覚障害者5人と協議の上、視覚障害者に適した技術、芸能を教授し、普通教育も行う目的で金沢市

表2 学齢児童盲啞者 1906～1910

| 年次 | 盲者 | 啞者 | 計 |
|-------|-----------|------------|-------------|
| 1906年 | 67 | 108 (1) | 175 (1) |
| 1907年 | 56 | 105 (1) | 161 (1) |
| 1908年 | 59 (3) | 95 (13) | 154 (16) |
| 1909年 | 49 (2) | 93 (14) | 142 (16) |
| 1910年 | 44 (1) | 119 (8) | 163 (9) |

石川県内務部『石川県統計要覧』（明治43年）石川県、明治45年、215～216頁より矢上作成。※（ ）内の数字は就学児童数

覚心院内に、私立北陸訓育院を設立した。同院では教科を技芸科（音楽・鍼治・按摩）、尋常科（国語・算術・講談・体操）の二科制を採用し、修業年限は5ヵ年を原則とし、按摩を専修する者については3ヵ年とした。授業料は月額30銭であった。同院の経営は発足当初より困難を極め、開設よりわずか半年後には後に述べる金沢盲啞学校に合併してい

る。⁽⁶⁾

金沢市の市会議員上森捨次郎は、1904（明治37）年の頃、大阪盲啞院を訪問し、その盲啞教育の実践に感銘し、石川県内に盲啞教育機関のないことを遺憾とし、有志らとともに、1907（明治40）年10月、私立盲啞学校設立の許可を得た。さっそく、入学志願者の募集にあたるが、盲啞生の年齢は10歳以上35歳未満の者に限定した。

翌年1月11日、私立金沢盲啞学校が金沢市公会堂の一部を借り受け設立され、⁽⁷⁾開設当初の盲啞生は31名であったが、この他15、6名の入学希望者が春暖の頃にいた。さらに金沢市以外の入学希望者が5、60名おり、上森らは寄宿舎設立の準備にあたった。⁽⁸⁾

同校の教育について同校規則によると、普通科技芸科の二科を設け修業年限は4ヵ年とし、盲生普通科は修身、国語、算術、講談、唱歌、体操および手工の7科目、技芸科は音楽、鍼治の2科目であった。啞生の普通科は修身、国語、算術、筆談、図画、手工および体操の7科目とし、技芸科は図画、手芸および裁縫の3科目としている。同校は1913（大正2）年、経営困難打開のため私立石川県教育会へ移管となった。⁽⁹⁾上森らによる5年余にわたる盲ろう啞教育実践は、石川県における盲ろう啞教育の基礎となった。

2) 石川県育成院の開設

1908（明治41）年10月、石川県育成院（感化事業）が金沢市下本多町一番丁の民家（間口5間、奥行10間の木造2階建）一棟を改装して応急対策として設立された。職員は佐藤文太郎初代院長をはじめとして、教師、保母、事務員、使丁が配置された。⁽¹⁰⁾同院は1910（明治43）年8月、河北郡小坂村字山ノ上に新築移転した。職員は院長1、教師1、保母1、

事務員1、その他2名の6名に増員され、⁽¹¹⁾1912（大正元）年には、院長1、教師3、保母2、事務員1、その他1名の計8名で、教師・保母が増配置されている。⁽¹²⁾しかし、翌年には教師3名から2名へと減員され、⁽¹³⁾全体で7名となっている。これが1915（大正4）年には、院長1、教師2（普通教員、実業教員各1）、保母2、保母補助1、嘱託医1名の8名と再び増加している。教師は普通科教員と実業教育の教員で、保母は定員30名に対して2名配置されている。その他の1名は嘱託医であった。⁽¹⁴⁾

同院の敷地は、間口40間奥行100間の長方形で面積は4000坪であった。建物は平屋建てで院生15名定員の家族舎2棟、雨天体操場および工場、本館、病室、院長舎、農舎など建坪366坪であった（図1）。

同院の経費は、石川県慈恵救済基金の利子と国庫補助および院の雑収入に依っていた。

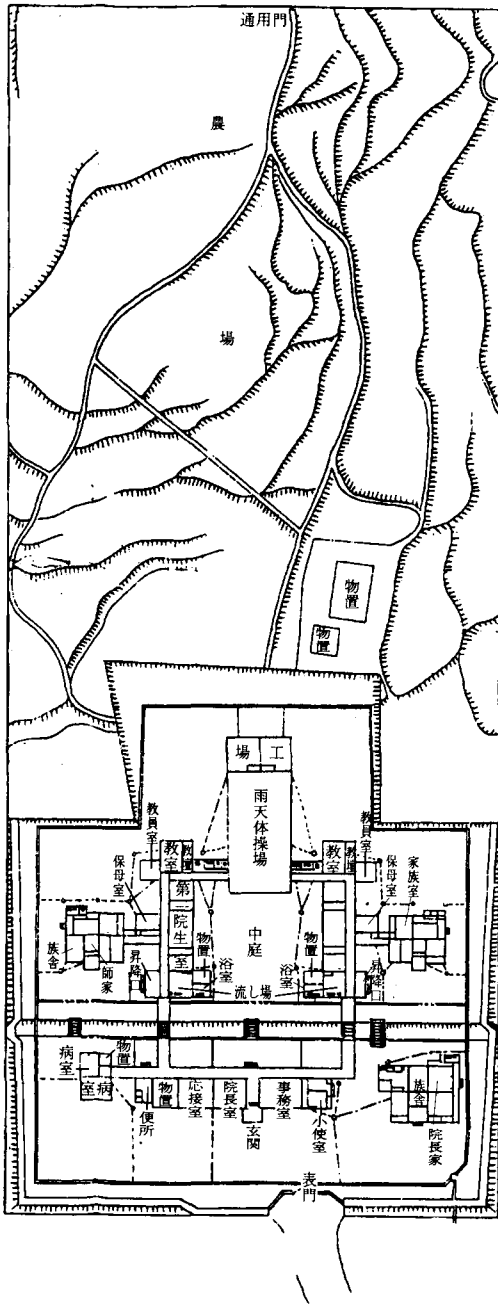
経費の内容および年次推移は（表3）の通りである。

院生の数的推移では（表4）、1908年末現在3人の入院以来、漸次増加し、1914年末には48人とピークに達したが、その後減少に転じ、1918年末には30名となっている。

院生の処遇は家族的組織により一大家族舎に家族長（教師）1名と保母1名を配置し、教師は院生の監護、保母は保育の任務を担当した。新入院生についてはまず理髪し、入浴させ、その後着換えさせ袴を穿かせ、職員列席の下に入院式を行い、院長より将来に対する警告を与え、これに対して、新入院生に宣誓させた後、在院生に紹介し、長幼互いに敬愛することを訓諭した。

院生室は各家族舎とも3室に区分し、各室に院生の中より優良な院生を選び室長に任命

図1 石川県育成院建物平面図



注 『石川県育成院状況一斑』大正2年より

表3 石川県育成院の予算額と年次推移

| 年次 | 俸給 | 雑給 | 事務費 | 教場費 | 作業費 | 雑費 | 院生諸費 | 修繕費 | 合計 |
|-------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|-----------|
| 1908年 | 643,800 | 294,600 | 260,300 | 155,000 | 100,000 | 280,000 | 1,382,200 | | 3,115,900 |
| 1909年 | 1,896,000 | 259,500 | 199,430 | 160,000 | 80,000 | 250,000 | 1,531,000 | | 4,375,930 |
| 1910年 | 1,896,000 | 259,500 | 181,430 | 238,500 | 225,000 | 94,000 | 1,033,637 | 50,000 | 3,978,827 |
| 1911年 | 2,085,600 | 276,180 | 280,880 | 140,000 | 200,000 | 10,000 | 1,273,000 | 30,000 | 4,305,660 |
| 1912年 | 1,853,000 | 296,000 | 305,000 | 91,000 | 222,000 | 10,000 | 1,700,000 | 40,000 | 4,517,000 |
| 1913年 | 1,889,000 | 306,000 | 339,000 | 85,000 | 253,000 | 10,000 | 1,587,000 | 52,000 | 4,521,000 |
| 1914年 | 1,917,000 | 298,000 | 311,000 | 71,000 | 245,000 | 10,000 | 1,868,000 | 68,000 | 4,788,000 |
| 1915年 | 1,707,000 | 418,000 | — | — | — | — | 1,728,000 | 75,000 | 4,768,000 |
| 1916年 | 1,776,000 | 461,000 | — | — | — | — | 1,729,000 | 123,000 | 4,853,000 |

注 『石川県育成院状況一斑』大正2、4、5年版より矢上作成、なお41年度は開設年度につき半年分の積算である。1915年より費目が変更され、事務費、教場費、作業費および雑費が院費にまとめられた。1915年の院費840,000、1916年は764,000であった。

表4 石川県育成院年末人員の推移

| 年次 | 他へ委託 | 仮退院 | 在院 | 合計 |
|-------|------|-----|----|----|
| 1908年 | | | 2 | 3 |
| 1909年 | | | 9 | 9 |
| 1910年 | | | 15 | 15 |
| 1911年 | | 2 | 14 | 16 |
| 1912年 | | 3 | 20 | 23 |
| 1913年 | | 12 | 24 | 36 |
| 1914年 | | 23 | 25 | 48 |
| 1915年 | | 27 | 19 | 46 |
| 1916年 | 2 | 21 | 22 | 45 |
| 1917年 | | 15 | 23 | 38 |
| 1918年 | 9 | 8 | 13 | 30 |

注 『石川県統計書』明治43年～大正7年版より矢上作成

し、その部屋の他の院生の世話役とした。なお、室長の上に特待生、さらにその上に退院準備生の階級を設け、模範的行動を奨励した。院生の任務を整理と炊事の2種に分け、予め定めた分担によって1週間交替で、整理係では各室および廊下の洒掃に従事し、炊事係では炊飯および給仕を行い、これによって規律ある共同生活に慣らさせることに努めた。

家族長は院生の監護に従事するほか、担当家族舎の院生の普通教育を担当し、毎日午前中4時間小学校の課程に準じて複式教授を行い、日常生活に必要な知識技能を授け、修身科については院長が担当し、毎朝朝礼式後、教育勅語および戊申詔書の棒読をし5分間静黙反省を促し、それより30分以内修身上の訓話をするのが常としていた。また、院生には清潔整頓の習慣を養うため室内の整理に留意させて、保母が毎日その日における整理の状況を検閲して、その成績により甲乙丙の等級を付しこれを奨励した。

訓育の方針については、教育勅語および戊申詔書の主旨を範とするのはもちろんであったが、同院においては特に服従、誠実、勤儉、忍耐、独立の五綱領を示し標的として実践躬行を奨励し、これらより人格の養成につとめた。

その他敬神尊祖の情操を涵養するため毎月1日朝、職員、院生ともに氏神小坂神社に参拝し、父母の冥福を祈るため毎年12月中に僧侶を招いて読経供養するなど、院生の感化上に益あると認められることは実行するとあった。⁽¹⁵⁾

院生には将来の独立自営の素地をつくるために、相当の実業を授け、とくに手工業の一つである筆工を採用し、1909(明治42)年2月より毎日2時間筆工の作業を課した。加設当初より筆工の教授を受けたものは実用可能な水筆眞書類を自由に独製できるようになった。また、手工業に併せて、農業はいわゆる土地を以て人を化し、人を以て土地を化すと言われるように院生感化上極めて重要な業務として、院内の土地を利用し、作業時間は季節により長短はあるが毎日1時間半ないし2時間とし、必要な時は終日作業を課した。その他、養鶏にも従事させていた。⁽¹⁶⁾

院生の日課は季節により異なるがおおよそ以下の通りである。

<日課>

| | |
|------------|-------|
| 午前5時半または6時 | 起床 |
| | 洒掃及炊飯 |
| 同7時または7時半 | 朝食 |
| 同8時 | 朝礼式 |
| | 修身訓話 |
| 同8時半より | 学科教授 |
| 正午 | 昼食 |

| | | |
|-----------|-------|---|
| 午後1時より | 農業 | もあった。 ⁽¹⁷⁾ |
| 同3時15分より | 筆工 | 衛生面では3ヵ月毎に身体検査を行い、嘱託医が週1、2回来院して院生の健康診断を実施した。入浴は夏季に週3回で、その他は週2回行い、作業の都合によっては臨時に行った。理髪は毎月17日、石川郡上金石のボランティアが来院して行い、併せて、院生に理髪の方法も伝授している。また、院生には被服、寝具をはじめとして一切の学用品、日用品を貸与していた。 ⁽¹⁸⁾ |
| 同5時 | 終礼式 | |
| | 洒掃及炊飯 | |
| 同6時または6時半 | 夕食 | |
| 同7時または7時半 | 日誌記載 | |
| | 復習及予習 | |
| 同9時または9時半 | 就寝 | |

その他の処遇面では隔月に1回演習会（談話、朗読、齋読、対話、遊戯、唱歌、作業など院生各自が普段の修得成果である知識・技能を発表する会）を開催し、毎月1回、金沢付近の場所を選定して遠足を行い、冬季には屋外遊戯が困難なため、雨天体操場での種々の遊戯を示し、また室内遊戯器具を配備したり、また、食事は保母が一週間分の献立表を作り、族長、事務員を経て院長の承認を受け、1日の食費は平均13銭で、主食物は精米5、麦5の割合で、副食物は朝漬物、昼および夕は一菜一汁で食糧には制限を加えないで、職員は院生とともに会食し、食後は談話を交換した。職員や院生の誕生日には赤飯を用意し、院の創立記念日やその他の祝日には特別の食事を用意した。また、時に間食を与えること

院費の徴収は扶養義務者の資力の程度により定め、実質全額徴収から、一部徴収、全額免除まで一様ではなかった（表5）。

石川県育成院規則

（県令第86号 明治41年9月30日）

（沿革）明治42年7月県令第42号改正

第1章 職員ノ組織及職務

第1条 石川県育成院ニ左ノ職員ヲ置キ知事之ヲ任命ス

| | | | |
|------|-----|------|-----|
| 院長 | 1人 | 評議員 | 若干人 |
| 普通教師 | 若干人 | 実業教師 | 若干人 |
| 事務員 | 若干人 | 保母 | 若干人 |

第2条 院長ハ知事ノ監督ヲ承ケ院生ノ感化

表5 保護者の資力と在院費

| 入院事情 | 資 力 | | | | | 在 院 費 | | | | | | |
|-------------------|--------|--------|-------|-------|----|-------|----|----|-------|----|------|----|
| | 資力アルモノ | 稍資力アル者 | 貧困ナル者 | 極貧ナル者 | 計 | 4円 | 3円 | 2円 | 1円50銭 | 1円 | 全額免除 | 計 |
| 検事局を経て警察官署の具申に係る者 | | | 5 | 14 | 19 | | | | 1 | 1 | 19 | 21 |
| 直ちに警察官署等の具申に係る者 | | 1 | 2 | 11 | | | | | | | 13 | 13 |
| 父母または後見人の出願に係る者 | 4 | 4 | 16 | 2 | 26 | 3 | 1 | 3 | 1 | 4 | 13 | 25 |
| 計 | 4 | 5 | 23 | 27 | 59 | 3 | 1 | 3 | 2 | 5 | 45 | 59 |

注：石川県育成院『石川県育成院状況一斑』大正5年6月17頁

教育其ノ他院務ヲ掌理シ所属職員ヲ統督ス

第3条 院長事故アルトキハ上席普通教師其ノ職務ヲ代理ス

第4条 評議員会ハ重要ナル事件ニ付知事ノ諮問ニ応スルモノトス

評議員会ハ知事之ヲ召集ス

第5条 普通教師ハ院長ノ命ヲ承ケ院生ノ感化教育ニ従事シ兼テ族長トナリ院長ノ監護ニ任ス

第5条ノ2 実業教師ハ院長ノ命ヲ受ケ院生ノ実業教育ニ従事シ兼テ普通教師ヲ補佐シ院生ノ監護ニ任ス

第5条ノ3 保姆ハ院長ノ命ヲ受ケ族長ヲ補佐シ専ラ院生ノ保育ニ任ス

第6条 事務員ハ院長ノ命ヲ受ケ庶務会計ニ従事ス

第6条ノ2 院ニ院医ヲ置クコトヲ得其ノ定員ハ1名トシ知事之ヲ囑託ス

院医ノ職務取扱ニ関スル規程ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第2章 院生ノ入院及退院

第7条 行政庁ニ於テ感化法第10条ニ依リ具申書ヲ知事ニ提出セントスルトキハ左ノ書類ヲ添付シ院長ヲ經由スヘシ

1. 本人ノ住所、氏名年齢及経歴操行並現在ノ境遇等ニ関スル調査
2. 親権者又ハ後見人住所氏名身分職業資産及経歴操行等ニ関スル調査
3. 戸籍謄本

第8条 感化法第5条第2号ニ依リ親権者又ハ後見人ニ於テ入院ヲ出願セントスルトキハ前条第1号第3号ノ書類ヲ添付シ所轄市町村長及院長ヲ經由スヘシ

市町村長ニ於テ前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ前条第2号ノ調査ヲ添へ院長ニ送付スヘシ

第9条 感化法施行規則第1条第2項ニ依リ

親権者又ハ後見人ニ於テ入院願書ヲ知事ニ提出セントスルトキハ裁判決定書ノ外戸籍謄本及裁判所ニ提出シタル申請書ノ謄本ヲ添付シ院長ヲ經由スヘシ

第10条 院長ニ於テ第7条第8条及第9条ノ書類ヲ受ケタルトキハ意見ヲ具シテ知事ニ進達スヘシ

第11条 入院命令書ハ感化法第5条第1号該当者ニ在テハ所轄行政庁ヲ経同条第2号該当者ニ在テハ市町村長及親権者又ハ後見人ヲ経同条第3号該当者ニ在テハ親権者又ハ後見人ヲ経テ之ヲ本人ニ交付ス

第12条 院長ニ於テ感化法施行規則第1条第4項ノ通知ヲ受ケタルトキハ入院命令書提出ノ期日内ニ引取ノ手續ヲ為スヘシ

第13条 院長ニ於テ感化法第7条ニ依リ仮退院ヲ要スルモノアリト認メタルトキハ条件調査ヲ添付シ其旨知事ニ具申スヘシ

知事仮退院ヲ命スルトキハ遵守スヘキ物件ヲ詳記シタル仮退院命令書ヲ作り院長ヲ経テ之ヲ本人ニ交付ス

第14条 前条ニ依リ仮退院命令書ヲ交付シタルトキハ院長ハ感化法第5条第1号該当者ニ在テハ所轄警察官署ニ同条第2号該当者ニ在テハ親権者又ハ後見人ニ直ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ

本条ノ通知ニハ仮退院命令書ノ謄本ヲ添付スヘシ

第15条 前条ノ通知ヲ受ケタル警察官署若ハ親権者又ハ後見人ハ本人ノ操行等ヲ監視シ其月ノ状況ヲ翌月5日迄ニ院長ニ通報スヘシ但仮退院命令書指定ノ条件ニ違背シタル者アルトキハ其ノ旨直ニ院長ニ通報スヘシ

第16条 院長ニ於テ復院ヲ要スト認メタル者アルトキハ其ノ旨知事ニ具申スヘシ

知事ニ於テ復院ヲ命スルトキハ復院命令書ヲ

作り院長ヲ経テ本人ニ交付ス

前項ノ復院命令書ヲ交付シタルトキハ院長ハ感化法第5条第1号該当事ニ在テハ所轄警察官署ニ同条第2号及第3号該当事ニ在テハ親権者又ハ後見人ニ直ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ
第17条 感化法第12条ニ依リ在院者ノ親族又ハ後見人ニ於テ退院願書ヲ知事ニ提出セントスルトキハ院長ヲ經由スヘシ

院長ニ於テ前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ意見ヲ付シテ知事ニ進達スヘシ

第18条 院長ニ於テ退院ヲ要スルモノアリト認メタルトキハ成績調書ヲ添付シ其ノ旨知事ニ具申スヘシ

知事ニ於テ退院ヲ命スルトキハ退院命令書ヲ作り院長ヲ経テ之ヲ本人ニ交付ス

第19条 前条命令書ヲ交付シタルトキハ院長ハ感化法第5条第1、2号ノ該当事ニ在テハ所轄行政庁ニ同条第3号該当事ニ在テハ親権者又ハ後見人ニ直ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ

第3章 院生ノ教化

第20条 院生教化ノ方法ハ教育ニ関スル勅語ノ趣旨ニ基キ家族的組織ニ依リテ感化シ其ノ年齢及学力ニ応シ小学校又ハ中学校ノ程度ニ準拠シ普通教育及実業教育ヲ授クルモノトス

第21条 前条教化ニ関スル規程ハ知事ノ許可ヲ得テ院長之ヲ定ム

第22条 感化法施行規則第6条ニ依リ院長ニ於テ院生ヲ公私ノ施設又ハ私人ニ託シ教育ヲ施サシメ又ハ勞務ニ就カシメタルトキハ直ニ其ノ旨知事ニ報告シ同時ニ親権者又ハ後見人ニ通知スヘシ其ノ之ヲ止メタルトキ亦同シ

第23条 感化法施行規則第6条但書ニ依リ院長ニ於テ管外委託教化ノ許可ヲ知事ニ申請セムトスルトキハ左ノ書類ヲ添付スヘシ

1. 本人ノ成績調書
2. 被委託者公私ノ施設ナルトキハ其ノ位

置名称及業務ノ状況並ニ代表者ノ住所氏名身分職業又ハ私人ナルトキハ其ノ住所氏名身分職業資産及経歴操行等ニ関スル調書

第24条 院生ノ懲戒及檢束ノ方法ハ別ニ之ヲ定ム

第4章 在院費

第25条 院生ノ衣食及療養其ノ他必要ナル費用ハ感化法第11条ニ依リ扶養義務者ヨリ之ヲ徴収ス

前項費用ノ計算及徴収ニ関スル方法ハ別ニ定ムル所ニ依リ院長之ヲ徴収ス

第26条 院長ニ於テ前条費用ノ全部又ハ一部ヲ免除スヘキ必要アリト認メタルトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ノ指揮ヲ請フヘシ

第5章 院内諸規程

第27条 処務細則其ノ他院内ノ諸規定ハ知事ノ許可ヲ経テ院長之ヲ定ム

附 則

第28条 此規則ハ明治41年10月1日ヨリ施行ス

育成院在院者費用徴収規則

（県令第43号、明治42年7月7日）

第1条 育成院規則第25条ニ依リ扶養義務者ヨリ徴収スヘキ在院費用ハ本規則ノ定ムル所ニ依リ之ヲ徴収ス

第2条 扶養義務者ノ負担スヘキ費用ハ左ノ如シ

1. 食料及炭油代

| | | |
|-------------|-----|-------|
| 満12歳未満 | 1箇月 | 4円 |
| 満12歳以上15歳未満 | 1箇月 | 4円3拾銭 |
| 満15歳以上 | 1箇月 | 4円6拾銭 |

2. 被服並寢具貸付料

| | | |
|--------|-----|-----|
| 満12歳未満 | 1箇月 | 2拾銭 |
| 満12歳以上 | 1箇月 | 3拾銭 |

3. 学用品及雑品貸与費 1箇月 2拾銭 定ムル所ニ依ル

4. 給与品及療養費 実費 附 則

5. 旅 費 第11条 此規則ハ発布ノ日ヨリ施行ス

1. 汽車汽船賃 下等実費

1. 車馬賃 実費 懲戒及検束ノ方法(訓甲第46号)

1. 昼食料 15銭以内 石川県育成院

1. 宿泊料 5拾銭以内 其院在院者懲戒及検束ノ方法内務大臣ノ認

第3条 前条貸与品及給与品ノ区分ハ育成院
規程ノ定ムル所ニ依ル

可ヲ経テ別紙ノ通相定ム

明治41年12月25日 石川県知事村上義雄

第4条 在院者ニシテ院長ノ許可ヲ得被服寢
具ノ全部ヲ自弁スルモノハ第2条第2号ノ費
用ヲ又学用貸与品及雑貸与品ノ全部ヲ自弁ス
ルモノハ同第3号ノ費用ヲ徴収セス

院則ヲ犯シ又ハ院生タル本分ニ違フ者ハ其
ノ軽重ヲ載量シ左ノ區別ニ従ヘ懲戒又ハ検束
ヲ加フ

1. 誨告、説諭、訓誨ヲ加フ

1. 特待ヲ停止ス

既ニ与ヘタル特待ノ一部又ハ全部ヲ停止
ス

1. 休憩時間ノ減縮又ハ廃止

所定ノ休憩時間ヲ減縮シ又ハ全ク与ヘス

1. 謹慎

一室ニ閉居シテ謹慎セシム

但シ12時間以内

但其一部ヲ自弁スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第5条 第2条第5号ノ費用ハ入院仮退院其
ノ他旅行ニ際シ實際支弁ヲ要スルモノニ限り
徴収ス

第6条 第2条第1号乃至第4号ノ費用ハ毎
月末日ヲ以テ其月分ヲ計算シ翌月10日限り之
ヲ徴収ス其ノ月ヲ以テ計算スルモノニシテ1
箇月ニ満タサルモノハ日割ヲ以テ徴収ス

第7条 在院者ニシテ育成院規程ニ明記スル
以外ノ物品ノ給与ヲ要スルモノハ第2条ノ費
用ノ外尚其ノ実費ヲ徴収ス

3) 金石町託児寮(常設保育所)の設立

1917年から1918年(大正6~7年)頃は、
好景気で、労働需要も多く、賃金も多かった
が、反面著しい物価騰貴で、労働者層の生活
難をまねき、一家総労働の必要があっても、
乳幼児があるため、労働できず生活困難に陥
る者もあり、また、貧困者、労働者の家庭に
おいては、乳幼児を省ることができず、その
ため養育は十分にできず、不注意による乳幼
児の傷害、死亡が生ずることが多かった。

第8条 院長ハ在院者1名毎ニ貸与品給与品
交附簿ヲ調整シ貸与品ニ在テハ其交付ノ年月
日品名数量ヲ記載シ給与品ニ在テハ其交付ノ
年月日品名数量価格ヲ明記シ交付ノ都度受領
印ヲ押捺セシムヘシ前項ノ帳簿ハ本人又ハ扶
養義務者ノ請求ニ依リ閲覧ニ供スヘシ

そうした状況を憂慮した、金石町の町長安
宅又吉は「労働能力増進、婦女執役の安易を
来らしむるのみならず、不十分極る乳幼児の
保育を完全ならしめ、児童を教育的に待遇し

第9条 扶養義務者本則ニ定ムル費用ヲ指定
ノ期日内ニ完納セサルトキハ国税徴収法ノ例
ニ依リ処分スルコトアルヘシ

扶養義務者ノ生活状態ニ依リ在院費ノ全部
又ハ一部ヲ免除スルコトアルヘシ

第10条 在院費徴収ノ手続ハ本県会計規則ノ

良習慣を養い、子どもとしての円満なる人格を保育せしめ、引ては乱雑なる労働者等の家庭をも教化改善せんとするの念を抱かれ、私費を投じて、1918（大正7）年4月1日、金石町字鐵砲町に金石町託児寮を創設した。

同院は1922（大正11）年9月1日、施設を金石町に寄付し、町営となり、町費8,000円により大改修が行われた。⁽¹⁹⁾

金石町託児寮規程（町規程3号）

第1条 本寮ハ町内ニ居住スル者ニシテ幼児ヲ有スル為生業ニ就クコト能ハザルモノノ幼児ヲ收容シ之ヲ保育スルヲ以テ目的トス

第2条 本寮ニ收容スベキ幼児ハ離乳期ヨリ学齡ニ達シ就学スルニ至ル迄ノ者トス

但シ就学児童ト雖モ授業時間終了後保育ヲ申出ツル者アル場合ハ事情ニヨリ特ニ之ヲ收容スルコトアルベシ

第3条 本寮ノ保育時間ハ午前6時ヨリ午後6時迄トス

但季節及依託者ノ職業関係ニ依リ伸縮スルコトアルヘシ

第4条 本寮ノ休日左ノ如シ

- | | |
|-------------|----------|
| 1. 四大節 | 1. 1月2日 |
| 1. 2月1日 | 1. 8月15日 |
| 1. 大野湊神社例祭日 | 1. 毎月2日 |

第5条 保育幼児ニハ中食及1日2回ノ間食ヲ給与ス

第6条 本寮ニ主事1名、保姆及助手若干名ヲ置ク

第7条 主事ハ保姆以下ヲ監督シ幼児保育ノ責に任ス

第8条 保姆ハ主事指揮監督ノ下ニ保育ニ従事ス

第9条 助手ハ主事ノ指揮監督ノ下ニ保姆ヲ補助シ兼テ寮内ノ雑事ニ従事ス

第10条 本寮ニ幼児ノ保育ヲ依託セムトスルモノハ左ノ事項ヲ書面又ハ口頭ヲ以テ町長ニ申出許可ヲ受クヘシ

1. 依託者ノ住所氏名職業及託児トノ関係
2. 託児ノ氏名及生年月日

第11条 保育幼児中左ノ各号ノ一ニ該当スルモノアル時ハ一時其ノ出席ヲ停止又ハ保育ヲ拒絶スルコトアルヘシ

1. 伝染病又ハ他人ノ嫌忌スベキ疾患アルトキ
2. 矯正シ難キ不良性癖アリテ他ノ保育幼児ヲ悪化セシムル虞アリト認メタルトキ
3. 無届欠席1ヵ月以上ニ及ヒタルトキ
4. 保護者又ハ其ノ家族ニシテ生業ヲ怠タリ保育ノ必要ナシト認ムルニ至リタルトキ
5. 其他保育上支障アリト認メタルトキ

第12条 保育幼児ヲ退寮セシメムトスル保護者ハ其ノ旨ヲ町長ニ申出ツヘシ

第13条 保育料ハ1日金3銭トス

但シ貧困者ニ対シテハ申出ニヨリ之ヲ免除スルコトヲ得

第14条 本寮ニ寮医ヲ置ク

寮医ハ町長之ヲ囑託ス

第15条 寮医ハ主事ノ需メニ応シ託児ノ健康状態ヲ診察ス

附 則

本規程ノ外必要ナル事項ハ町長ノ承認ヲ經テ主事之ヲ定ム

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（大正11年10月16日議決）

（大正11年10月18日公布）

金石町託児寮規程によれば、託児対象は離乳期より学齡までとあるが、申出があれば学齡児童も対象としていた（2条）。保育時間に

つては午前6時から午後6時までで、現在でいう長時間保育が実施されていた(3条)。園児には昼食と1日2回の間食が給与され(5条)、保育料は1日3銭で貧困者については免除の規程があった(13条)。

(3) 経済保護施設の設立

1) 共同浴場の設置

防貧事業である経済保護施設の共同浴場では、1909(明治42)年2月、羽咋郡河合谷村に、区長経営による牛首共同浴場が設置された⁽²⁰⁾のをはじめとして、1912(大正元)年6月、同村に上河合共同浴場が、⁽²¹⁾さらに1916(大正5)年9月、木ノ窪共同浴場が開設されている。⁽²²⁾石川県内の共同浴場が次の時期(社会事業期)にさらに普及するが、以上の施設がその先駆であったことは言うまでもない。

2) 住宅供給事業のはじまり

住宅供給では1910(明治43)年4月、輪島町が大火となり、1281戸が全焼したのに対して、輪島町では、翌年、被災者救済のため町設住宅を設立した。1912(大正元)年には、行旅病人などの救済のため細民住宅として七尾町救助所が設置された。『石川県感化救済事業一覧』(大正13年)によれば、輪島町設住宅は14棟(長屋)92戸で、七尾町救助所は4戸であった。

(4) 医療救済事業

医療救済事業では1911(明治44)年5月、恩賜財団済生会石川支部が組織され、救済事業を開始している。⁽²³⁾同所の創設以来の救済状況は表6の通りである。

1914(大正3)年1月より、日本赤十字社石川県支部が結核早期診療事業を開始してい

る。⁽²⁴⁾

さらに、同年7月、日本天主教会金沢教会の第6代主任司祭ヨゼフ・ライネルス(神言会所属)が私立聖霊病院を金沢市長町上5番丁に開設し、貧困家庭や結核患者に対する医療救済事業を行った。⁽²⁵⁾

ライネルスは1909年に同教会の主任司祭に着任後、前任者の懸案であった金沢カトリック医療救護施設建設案を引き継ぎ、病院建設のため、国内外のカトリック教会、修道会などの協力を得て、金沢市内に2,000坪の土地を購入し、370坪の病棟(33床)を有する内科と外科の2科構成の病院を設立したのである。病院の経営にあたる聖霊病院修道院長に秋田聖霊修道女会のシスター・チェチリアーナが着任し、初代病院長に京都帝国大学付属病院から辻亮吉(内科医)が就任した。

同院の救療・施薬事業の状況(表7)は、開設年度より、入院患者及び外来患者とも増加し、それに伴い救済費用も増加している。

また、1914(大正3)年、肺結核予防会が石川県庁内に設置され、結核の予防活動にあたった。⁽²⁶⁾

表6 石川県済生会救療人員

| 年次 | 救療人員 |
|---------|--------|
| 1912(年) | 133(人) |
| 1913 | 730 |
| 1914 | 919 |
| 1915 | 742 |
| 1916 | 489 |
| 1917 | 512 |
| 1918 | 920 |

注 『大正6年石川県統計書』及び『大正7年石川県統計書』より矢上作成

表7 聖靈病院の施業・救療事業の年次別動向

| 年次 | 入 | | | 院 | | | 外 | | 来 | | | | 資産年末 現在高 | 本年中 ノ支出 ノ経費 | 本年中 ノ施療 ノ發行高 |
|------|-----------|---------|--------|---------|----|----|----------------------|----------------------------|-------|-----------|-----|-----------|-------------|-------------------|--------------------|
| | 前年ヨリ 越 | 本年 入 | 院 計 | 本年 退 | 死亡 | 現在 | 本年 中 外來患 者数 | 本年 中 外來患 者延 人員 | 肺結核 | 其他ノ 結核 | 花柳病 | トラホ ーム | | | |
| 大正三年 | 男 | 10 | 10 | 4 | 5 | 1 | 352 | 21 | 104 | 2 | - | 1 | 46,215 | 2,747 | - |
| | 女 | - | 3 | 2 | - | 1 | 96 | 13 | 50 | - | - | - | | | |
| | 計 | - | 13 | 6 | 5 | 2 | 448 | 34 | 154 | 2 | - | 1 | | | |
| 四年 | 男 | 1 | 10 | 5 | 5 | 2 | 600 | 35 | 548 | 12 | 6 | 2 | 45,997 | 10,195 | - |
| | 女 | 1 | 6 | 5 | - | 1 | 95 | 14 | 90 | 1 | - | 1 | | | |
| | 計 | 2 | 16 | 10 | 5 | 3 | 695 | 49 | 638 | 13 | 6 | 3 | | | |
| 五年 | 男 | 2 | 23 | 18 | 7 | 3 | 925 | 69 | 1,043 | 21 | 12 | 13 | 50,958 | 10,051 | - |
| | 女 | 1 | 11 | 5 | 3 | 1 | 274 | 74 | 1,066 | 11 | 5 | 9 | | | |
| | 計 | 3 | 34 | 23 | 10 | 4 | 1,199 | 143 | 2,109 | 32 | 17 | 22 | | | |
| 六年 | 男 | 3 | 27 | 18 | 9 | 3 | 1,803 | 118 | 2,415 | 9 | 4 | 11 | 51,785 | 12,281 | - |
| | 女 | 1 | 10 | 8 | 2 | 1 | 380 | 128 | 1,905 | 19 | 3 | 11 | | | |
| | 計 | 4 | 37 | 26 | 11 | 4 | 2,183 | 246 | 4,320 | 28 | 7 | 22 | | | |
| 七年 | 男 | 3 | 20 | 11 | 9 | 1 | 1,017 | 133 | 1,908 | 30 | 10 | 11 | 52,515 | 15,542 | - |
| | 女 | 1 | 17 | 6 | 11 | 1 | 811 | 132 | 2,002 | 32 | 7 | 23 | | | |
| | 計 | 4 | 37 | 17 | 20 | 2 | 1,828 | 265 | 3,910 | 62 | 17 | 34 | | | |

注【大正6年石川県統計書】大正8年、174頁及び【大正7年石川県統計書】大正9年、148頁

（5）免囚保護事業

免囚保護事業については1899（明治32）年4月、金沢市に金沢慈恵保護場（1901年、加能慈恵保護場と改称）が設立され、釈放者の救済に当たっているが、さらに、出獄人の救済を図るため、1912（大正元）年9月、石川県出獄人保護規程が制定された。⁽²⁷⁾

出獄者保護ニ関スル件

県訓令甲第7号（大正元年9月28日）

（沿革）大正8年9月訓令甲第41号改正

郡役所、市役所、警察署、警察分署、町村役場宛

出獄者ノ保護及監視方ニ付テハ明治39年2月訓令甲第1号ヲ以テ其ノ綱領ヲ訓令シ専ラ奏効ヲ期待シツツアリシト雖爾來之カ実績ニ徴スレバ依然トシテ郷党之ヲ嫌忌シ彼等ヲ遇スル同情心薄ク更ニ指導誘掖ノ実ヲ認メ難ク反テ之ヲ疎外スルヤノ傾アリ従テ保護ノ途完キヲ得サルモノアルカ如シ斯克テハ終生彼等ヲシテ反省ノ時機ヲ失ハシメ悔悟ノ域ニ達セシムルコト能ハサルノミナラス為メニ自暴自棄ノ心ヲ助長シテ再犯ノ止

ナキニ至ルヲ保スヘカラス誠ニ憂慮ニ堪ヘサル所ナリ自今深く該趣旨ヲ服膺スルハ勿論尚左ノ事項ヲ活用シ又克ク関係者間ノ連絡ヲ図ル等保護ノ実績ヲ挙クルニ努メ苟モ遺憾ナキヲ期スヘシ

1. 出獄人ノ身上ニ関シ監獄又ハ保護者ヨリ事実ノ取調方ヲ照会シ来リタルトキハ成ルヘク詳細ニ且迅速ニ回報ヲ為スヘク其ノ他出獄人ノ保護者ハ引渡ニ関シ囑託アリタルトキハ成ルヘク便宜ヲ与フルコト

2. 警察官署ハ所轄内ニ於テ出獄人アル毎ニ其ノ住所氏名、性行、技芸、特長等必要事項ヲ郡市長ニ郡長ハ町村長ニ通報スルコト

郡市長及町村長ハ出獄人名簿ヲ備ヘ置キ必要ノ事項ヲ登載スルコト

3. 保護者ナキ出獄人帰郷シタルトキハ市町村長ハ速ニ親族、故旧各種ノ救済事業者、矯風団体、教育家、有志、寺院、教会等ニ図リテ本人ニ適応スル職業ニ就カシメ自治ノ途ヲ講セシムルコト

適当ノ保護者アル出獄人ナルトキハ間接ニ前項ノ方法ヲ以テ適宜ノ援助ヲ与フルコト

4. 郡市長及町村長ハ出獄後労役ニ従事スル者ニ対シ其ノ部内公共ノ労役ニハ勗メテ之ヲ使用スルコト

5. 出獄ニ対シテハ常ニ其ノ勤怠ヲ監視シテ時々奨励若ハ戒飭ヲ加ヘ又ハ保護者僧侶等ヲシテ之ヲ為サシムルコト

6. 出獄人ノ有スル賞与金又ハ領置金ハ成ルヘク之ヲ郵便局等ニ預入セシメ市町村長ニ於テ該通帳ヲ保管シ若ハ払戻ノ必要アルトキハ其ノ事実ヲ調査シ已ムヲ得サルモノニ限り之ヲ許ス等利殖ヲ図リ有利ノ方途ニ充テシムルコト

7. 郡市町村ニ於テ衛生其ノ他各種ノ講話会

等開催ノ際一般公衆ノ会等ヲ利用シテ出獄人ニ対スル同情心ヲ喚起シ保護思想ノ普及ニ力ムルコト

8. 市町村長ハ毎年12月ノ終ニ於テ左ノ事項ヲ調査シ翌5日迄ニ市長ハ直接ニ町村長ハ郡長ヲ經由シテ知事ニ報告シ一面所轄警察官署ニ通報スルコト

(イ) 出獄人ノ住所氏名生年月日職業

(ロ) 資産及生計状態貯金ノ概況

(ハ) 素行及勤怠

(ニ) 前科ノ種類及最後出獄年月日

(ホ) 出獄人ニ対スル部民ノ感想

(ヘ) 保護ノ概況

9. 出獄人ニシテ一定ノ生業又ハ資産ヲ有スル等ニ困リ保護ノ要ナキ者ト認ムルトキ又ハ保護出獄ニシテ之ニ該当スルニ至リタルトキハ所轄警察官署ト協議シ本取扱ニ依ラス又ハ本取扱ヨリ除外スルコトヲ得

1915年4月、大谷派江沼報徳会(免囚保護)が大聖寺町に開設された。⁽²⁸⁾

(6) その他の動向

1911(明治44)年7月、救世軍金沢小隊が貧困者救済を開始し、⁽²⁹⁾1916(大正5)年より石川県は地方改善事業(部落改善事業)を開始し、⁽³⁰⁾同年、石川郡米丸村では下中信用販売購買組合(地方改善事業)が組織されている。1917(大正6)年には内務省主催による第7回感化救済事業講習会が6月11日から10日間金沢市で開催された。⁽³¹⁾これが石川県下の救済事業の近代化に大きな影響を与えた。

まとめ

石川県内の救済事業期の特徴をあげるとすれば、まず、公的救済事業の面では、中央政

府の〈官金救済抑制〉策に連動して、石川県内でも救済抑制が強く実施され、救済人員は著しく減少した。次に、児童救済事業では、盲啞教育施設や感化事業施設が成立し、さらに、防貧的施設に係わる常設保育所が設立されたこと。第3に、共同浴場や住宅供給事業などの経済保護事業が、早くもこの時期に成立していることである。すなわち、経済保護事業が著しい発展をみせるのは、社会事業期においてである。第4には、医療救済事業や免囚保護始業の発展である。ただし、恩賜財団済成会支部（施薬・治療事業）の設立は、政府の救済抑制策を〈ムチ〉とするならば、まさに、〈アメ〉として位置づけられる。いわば慈悲的な救済事業であった。第5に、貧困者救済を行う救世軍金沢小隊の設置、第6に、県の地方改善事業（部落改善事業）の開始、第7に、金沢市で感化事業講習会が開催され、県下に大きな影響を与えたこと、第8に、救済事業、救済施設の多様化と量的拡大がみられたことがあげられる。（続く）

注

- 1 石川県『社会事業関係法令集』大正14年 13頁
- 2 前掲1、7頁
- 3 前掲1、9～10頁
- 4 前掲1、11～12頁
- 5 石川県特殊教育百年史編さん委員会編『石川県特殊教育百年史』石川県教育センター 昭和56年 4～5頁
- 6 前掲5、5頁
- 7 前掲5、6頁
- 8 「盲啞学校の開校」『北国新聞』明治41年1月13日付
- 9 前掲5、7～9頁
- 10 石川県立児童生活指導センター『創立80周年記念誌 あゆみ』1988年 30頁
- 11 石川県『明治43年石川県統計書』（第1編）明治45年 337頁
- 12 石川県『大正元年石川県統計書』（第1編）大正3年 178頁
- 13 石川県『大正2年石川県統計書』（第1編）大正4年 182頁
- 14 石川県『大正4年石川県統計書』（第1編）大正6年 179頁
- 15 石川県『石川県育成院状況一斑』大正2年 14頁
- 16 前掲15、15～16頁
- 17 前掲15、18～19頁
- 18 前掲15、19～20頁
- 19 金石町役場『金石町誌』（昭和16年）文献出版 昭和55年復刻 425～432頁
- 20 石川県社会事業協会『石川県社会事業概要』昭和12年 95頁
- 21 前掲20、95頁
- 22 石川県社会課『石川県社会事業便覧』昭和4年
- 23 石川県内務部社会課『石川県感化救済事業一覧』大正13年 18頁
- 24 前掲23、19頁
- 25 石川県『石川県感化救済事業一覧』大正6年
- 26 前掲23、19頁
- 27 前掲1、143～144頁
- 28 前掲23、19頁
- 29 前掲23、18頁
- 30 前掲23、19頁
- 31 菊池正治・阪野貢『日本近代社会事業教育史の研究』相川書房、1980年 53頁